

「保育の計画」 作成の手引き



平成30年2月
新 潟 市

はじめに

平成29年3月31日に保育所保育指針が告示されました。保育所保育指針は、各保育所の保育内容の質を高める観点から、約10年に一度改定されており、平成20年の改定に際して告示化され、国の正式文書となりました。

その後の社会状況の変化においては、少子化が進む反面、1・2歳児を中心に保育所利用児童数が大幅に増加するなど、保育をめぐる環境は大きく変化しています。

改定された保育所保育指針では、社会状況の変化から保育所の役割と機能を果たしていくために、従来からの「養護及び教育を一体的に行うこと」を継承しながら、新たに乳児から2歳児までの保育の意義の重要性、保育所保育における幼児教育において育みたい「思考力、判断力、表現力等の基礎」などの資質・能力、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など小学校への円滑な育ちの接続、アレルギー対応などの食育の推進とともに災害への備えなど安全な環境の確保、保育所が地域に開かれた子育て支援の場としての必要性や、職員の資質・専門性の向上への取り組みなど、多岐にわたって示されています。

保育所の役割は、入所する子どもの「最善の利益」を第一に考え、子どもの幸せを積極的に実現するために最もふさわしい「生活の場」であることは言うまでもありません。

新潟市に生まれ育った子どもたちが、心身ともに健やかに、自分の人生を豊かに過ごすことができるよう、保育にかかわる幅広い関係者は、保育所保育指針の趣旨を理解し、子どもの健やかな育ちの実現へとつながる取り組みを進めていくことが求められます。

本市では、保育指針の具体的実践版として、平成3年に「新潟市保育計画」を策定し、その後一部改訂を行ってきました。この度平成20年度に公私立保育園の代表による検討委員会で作成いただいた手引きを基に、平成29年度、新たな手引きを作成しました。

多くの保育関係者からご意見をいただき改訂した「保育の計画」作成の手引きを、日常の保育に活用していただけたら幸いです。

終わりに、この「保育の計画」作成の手引きの改訂にあたり、ご指導とご助言をいただいた新潟県立大学 斎藤裕先生、小池由佳先生をはじめ、検討委員の皆様、ご協力をいただいた関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成30年 2月

新潟市こども未来部

保育課長 加藤 浩志

「保育の計画」作成の手引き 目次

第1章 総 則	1～46
1 総則について	
2 養護に関する基本的事項	
3 保育の計画及び評価	
4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項	
第2章 保育の内容	47～72
1 乳幼児期の発達の特性	
2 発達過程	
3 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	
4 子どもの発達過程における保育の視点	
5 保育の実施に関して留意すべき事項	
6 保育所児童保育要録について	
第3章 健康及び安全	73～186
1 子どもの健康支援	
2 食育の推進	
3 環境及び衛生管理並びに安全管理	
4 災害への備え	
第4章 子育て支援	187～198
1 保育所における子育て支援に関する基本的事項	
2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援	
3 地域の保護者等に対する子育て支援	
第5章 職員の資質向上	199～264
1 職員の資質向上に関する基本的事項	
2 施設長の責務	
3 職員の研修等	
4 研修の実施体制等	